

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年9月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

1. G I グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	7号機	直流125V予備充電器の故障を示す警報が発生し、直流電源系(B)(4系統のうち1系統)の充電器が停止した。当該充電器を修理。なお、当該充電器が停止していた間は、蓄電池電圧は維持され、各負荷への電源供給は問題なく行われていた。【平成23年9月11日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/press_kk/2011/pdf/23091101p.pdf	G III 以下

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 3件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	6号機	相分離母線ゾーン室空調機用電動機の点検時、軸受取付け部の寸法が管理値を外れていることを確認した。当該軸受取付け部を修理。	
2	7号機	高圧タービンの点検時、上半の静翼・仕切り板の静翼板に浸食及び欠損を確認。当該静翼板を修理。	
3	その他	モニタリングポストの定期点検時、点検中には発生しない警報が発生したことを確認した。当該警報の制御部を点検・修理。	